

令和8年2月26日

株式会社明日香
社員各位

総務部

従業員代表の立候補のお願い

労働基準法その他法令に基づく労使協定締結のため、従業員代表への立候補者を募集します。なお、管理監督者（労働基準法第41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者）は、従業員代表になることはできません。複数の立候補があった場合は全社員による選挙により選任致します。立候補がおひとりだけの場合は全社員による信任投票を行います。

【従業員代表の職務】

選出された代表者には、以下の労使協定の締結権限および意見陳述の権限を委任します。

- ・ 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）
- ・ 賃金控除に関する労使協定
- ・ 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定
- ・ 育児・介護休業等の適用除外に関する労使協定
- ・ 就業規則の作成・変更時の意見聴取への対応

※派遣労働者の待遇決定（派遣法第30条の4）に関する協定代表は、別途選出を行います。

【任期】

令和8年4月1日から1年間

立候補して頂ける方は、総務（担当：石井/太田）までお申し出ください。

連絡先： 電話 03-6912-0015 メール soumu.contact@g-asuka.jp

なお、立候補の受付は令和8年3月10日までとさせていただきます。

以上